

日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師要綱

2019年3月24日制定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 地域を基盤として、継続的に展開される包括的かつ全人的なプライマリ・ケアについて、その知識、技能及び態度を修得するためにプライマリ・ケア領域の研修を行い、日本プライマリ・ケア連合学会（以下、本学会）が適当と認めた看護師（准看護師を除く）、保健師及び助産師（以下、看護師等）を日本プライマリ・ケア連合学会認定プライマリ・ケア看護師（以下、プライマリ・ケア看護師）として認定し、もってプライマリ・ケアに携わる看護師等の資質の向上とわが国のプライマリ・ケアの発展に寄与する。

### (認定の原則)

第2条 この認定制度は、看護師等がプライマリ・ケアについての所定の研修を受け、その知識、技能及び態度が、学会の目標とする能力に到達していることを認定する。

2 前項でいう能力はプライマリ・ケア機能を発揮するためのものであり、看護実践能力を重視する。プライマリ・ケア機能の基盤は以下の5つである。

- 1) 近接性 2) 包括性 3) 繼続性 4) 協調性 5) 責任性

3 本学会はプライマリ・ケア看護師の特徴ないし独自性を、国民及び保健・医療・福祉・その他の関係者に示していくよう努力するものとする。

4 この認定制度は、認定された看護師等の行為の範囲及び報酬について特典や限定を求めるものではない。

### (研修プログラム等の整備)

第3条 本学会はプライマリ・ケアを志す看護師等に研修到達目標を示し、これに到達するための研修プログラムを整備し提供するものとする。

### (名称の使用)

第4条 この認定制度で認定された看護師等は、プライマリ・ケア看護師であることを所属医療機関内、自己の名刺や履歴書等に掲示又は記載でき、本学会はウェブサイト、配布物や学会が編集する刊行物にプライマリ・ケア看護師名簿を掲載できる。

(プライマリ・ケア看護師認定委員会及び守秘義務)

第5条 プライマリ・ケア看護師認定委員会（以下、認定委員会）を設置し、プライマリ・ケア看護師の認定審査のほか、本要綱や関連細則で定める事項を担う。

2 理事、委員、その他学会の業務としてこれらの認定業務に関わる者は、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第2章 認定のための研修と審査

(認定申請の資格)

第6条 プライマリ・ケア看護師の認定審査を受けようとする者は、日本国の看護師免許証を有し4年以上の臨床経験を持つ本学会の会員であり、第7条に定める研修を行っていなければならない。

(認定研修)

第7条 プライマリ・ケア看護師の認定審査を受けるための研修は次の(1)及び(2)で行う。

- (1) 本学会が主催するプライマリ・ケア看護師実践セミナー（e-ラーニング） 27時間以上  
(2) 本学会が主催する医療研修セミナーなど 9時間以上

2 前項の研修カリキュラムは、第2条に従って認定委員会が定める。

3 認定委員会は、第1項の研修に対して受講者に受講時間に応じた受講証明書を交付する。

#### (認定審査)

第8条 認定審査は認定委員会が指定する認定申請書、事例報告及び前条で定める研修の受講証明書によって行う。

2 認定委員会の定める合格基準に合致する者を合格とする。

3 認定審査に際しては、細則に定める認定審査料を徴収するものとする。

### 第3章 認定の更新のための研修と審査

#### (更新間隔)

第9条 プライマリ・ケア看護師の認定は5年ごとに更新する。

#### (更新研修)

第10条 プライマリ・ケア看護師の認定更新審査を受けるための研修は、前回の認定以降の5年間に次の(1)及び(2)で行う。

(1) 本学会が主催する医療研修セミナーなど 9時間以上

(2) 本学会が主催する学術集会への参加 1回以上

又は、本学会の地域ブロック支部が主催する学術集会、研修会、講演会への参加 2回以上

#### (更新審査)

第11条 認定更新審査は認定委員会が指定する認定更新申請書、事例報告並びに前条で定める研修の受講証明書及び集会の参加証明書等によって行う。

2 認定委員会の定める合格基準に合致するものを合格とする。

3 認定更新審査に際しては、細則に定める認定更新審査料を徴収するものとする。

### 第4章 認定手続き

#### (認定の手続き)

第12条 認定(更新を含む)は、認定委員会の報告に基づき、理事会の承認を経て理事長が行う。

2 前項の認定は、認定を受ける者の登録料の納付をもって有効となる。登録料の金額は細則で定める。

3 認定された者には認定証を交付し、氏名と都道府県を学会機関誌に掲載する。

#### (認定の取り消し)

第13条 理事長は、認定委員会の報告に基づき、理事会の議決を経てプライマリ・ケア看護師の認定を取消すことがある。

2 前項の取り消し事由は細則に定める。

#### (審査結果の会員への還元)

第14条 会員の生涯学習に資する目的で、認定審査のために提出された事例報告を学会機関誌や学会ウェブサイト等に掲載することができる。

### 第5章 本要綱の改廃

#### (要綱の改廃)

第15条 この要綱は、理事会の議決を経て改定または廃止できる。

#### 付則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。